

**鳥取県告示第185号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
351	株式会社鳥取銀行 岩美支店	売りさばき 場所	岩美郡岩美町大字 浦富711	岩美郡岩美町大字 浦富645-15	平成22年3月23日